

水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所の運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行った。

1. 重点事業

令和 5 年度は、昨年度に引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進した。

2. 各事業

令和 5 年度は、次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に資するため、関連の調査及び資料の収集と整備。
- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督。
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進。
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・新人水先人が 5 月に日本水先人連合会が実施した一級水先人新人研修（東京）に参加した。
- ・水先人会における所要の再教育訓練を実施した。

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務を的確に実施した。
- ・上記事務を行うための引受事務要領の的確な整備を行った。
- ・会員のための料金收受事務を的確に実施した。

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報を公開した。
- ・通常総会の開催
令和 5 年 6 月 12 日及び令和 6 年 3 月 19 日水先人会事務所にて開催した。
- ・会員に対する研修
会員の水先に関する技能の維持向上に努めると共に、新人水先人の技能向上に努めた。
- ・財務諸表、内部管理資料及び翌事業年度の事業計画、当該事業年度の事業報告を作成した。